

平成19年12月25日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 齊藤 啓昭

最高裁判所事務総局家庭局第二課長 小田 正二

最高裁判所事務総局総務局第三課長 上田 正俊

犯罪被害者等の保護のための諸制度に関する参考事項について
(事務連絡)

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成19年法律第95号)のうち、刑事手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度並びに公判記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大に関する部分は、同年12月26日から施行されますが、これらの制度に関する参考事項は別紙1及び別紙2のとおりです。

については、関係職員に配布するなどして、執務の参考とされるようお取り計らいください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所事務局長から連絡してください。

(別紙1)

犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度について

1 公判調書等の記載について

公判期日において、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をした場合（刑訴法290条の2第1項、3項）又は当該決定を取り消した場合（同条4項）は、公判調書の必要的記載事項として、調書に記載することとなる（刑訴規則44条1項41号、公判調書記載例①及び④）。

上記以外でも、公判期日において、呼称の定めがされた場合（刑訴規則196条の4）、公開の法廷で明らかにされる可能性があると思料する事項の告知がされた場合（同規則196条の3）又は申出通知がされた場合や意見が述べられた場合（刑訴法290条の2第2項等）は、公判調書の必要的記載事項とはされていないが、適宜記載するのが相当である（公判調書記載例②、③及び⑤）。

なお、公判前整理手続調書又は期日間整理手続調書の記載についても、公判調書と同様である（必要的記載事項につき、刑訴規則217条の14第1項16号、217条の27）。

2 意見の聴取について

特に、刑訴法290条の2第1項3号の場合における検察官の意見は、犯罪の証明に支障が生ずるおそれはないかなどの点に関するもののほか、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者等の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれはないかなどの点について、自らが有する情報や資料をも踏まえて申出の通知の際に述べられることになるので、弁護人に対して意見を求める場合には、検察官からの通知書の写しを添付して利用することも考えられる。

公判調書記載例

① 被害者特定事項を明らかにしない旨の決定がされた場合

被害者特定事項の秘匿

裁判長

被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨決定

(以下略)

② 呼称の定めがされた場合

被害者特定事項の秘匿

裁判長

被害者の氏名に代わる呼称を，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け
起訴状記載の公訴事実第1の被害者につき「被害者A」と，
平成〇〇年〇〇月〇〇日付け追起訴状記載の公訴事実第2の
被害者につき「被害者B」と定める。

(以下略)

③ 公開の法廷で明らかにされる可能性があると思料する事項の告知がされた 場合

被害者特定事項の秘匿

検察官

被害者の氏名及び住所のほか，同人の勤務先及び両親の氏名
が明らかにされる可能性があると思料します。

(以下略)

④ 被害者特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した場合

被害者特定事項の秘匿の取消し

裁判長

被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定の取消決定

(以下略)

⑤ 期日において検察官から申出の通知がされた場合

被害者特定事項の秘匿

検察官

本日、被害者から被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定を求める申出がありました。検察官としては、申出は相当であると思料します。

弁護人

しかるべく

(以下略)

(別紙2)

同種余罪の被害者等による公判記録の閲覧及び謄写について

1 申出書書式について

法務省と協議の上、別添の申出書書式を作成した。同種余罪の被害者等からの申出は検察官経由でなされることから、同書式は、法務省の通達で定められることとなっており、多くの場合はこれが用いられるものと考えられる。裁判所の窓口に来た被害者等から説明を求められた場合には、別途送付予定のリーフレット「犯罪によって被害を受けた方へ」と共に同書式を交付するなどして利用していただきたい。

2 閲覧・謄写票の利用について

同種余罪の被害者等からの申出は上記申出書書式等により検察官経由でなされることから、申出人に平成9年8月20日総三第97号総務局長通達「事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて」による「刑事事件記録等閲覧・謄写票」に記入してもらうことはできないので、検察官から裁判所に申出の通知がされたときに、記録係において閲覧・謄写票に所要事項を記入することになる。この記入に当たっては、「別紙申出書のとおり」などと記載して申出書の記載を引用するのが相当であると考えられる（同通達記第3の1(1)ウ）。

3 意見の聴取について

検察官の意見については、申出人が被害者保護法3条の2第1項の規定による申出をすることができる者であるかどうか、損害賠償請求権の行使のために必要があるといえるかどうか、訴訟記録の閲覧又は謄写を認めることが相当であるかどうかについて、自らが有する情報や資料をも踏まえて申出の通知の際に述べられることになるので、弁護士に対して意見を求める場合には、申出書のほかに検察官からの通知書の写しを添付して利用することも考えられる。

同種余罪の被害者^{※1}等による公判記録の閲覧・謄写の申出書

平成 年 月 日

(裁判所 御中 平成 年 月 日)
 (検察庁 検察官 検事 検事 検事 検事 検事 検事 検事 検事)

* 選択肢のある項目については、□にレ印を付し選択してください。

犯罪被害者保護法3条の2に基づき、公判記録の □ 閲覧 □ 謄写 を申し出ます。 ※2		
申	住所	〒 ー
	連絡先	電話 () ・ FAX ()
出	(ふりがな) 氏名又は名称 ^{※3}	印
	同種余罪の被害者との関係等	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 (<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/>) (本人の氏名)
<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> (本人の氏名)		
本人が申し出ることができない理由 <input type="checkbox"/> 死亡した。 <input type="checkbox"/> 重い病気やけがのため (具体的に記載してください。)		
<input type="checkbox"/> 委託を受けた弁護士 (本人の氏名)		
人	委託をした人	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 (<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/>
		本人が委託できない理由 <input type="checkbox"/> 死亡した。 <input type="checkbox"/> 重い病気やけがのため (具体的に記載してください。)
本人が同種余罪の被害者である事実	(具体的に記載してください。例：「私は、被告人が振り込め詐欺を繰り返していた〇月〇日に、被告人から振り込め詐欺の被害に遭った。」など)	

取扱者 印	
----------	--

閲覧等を求める 公判記録	事件番号	平成 年 () 第 号
	事件名	被告事件
	被告人氏名	
	閲覧等を希望する範囲	(具体的に記載してください。例：「被告人の供述調書」，「実況見分調書」，「一件記録全部」※4)
閲覧等を求める理由	<input type="checkbox"/> 損害賠償請求訴訟の準備 <input type="checkbox"/> 損害賠償請求権保全の準備 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に記載してください。)	
疎明資料	<input type="checkbox"/> 本人が同種余罪の被害者であることがわかる資料 (具体的に記載してください。) ※5 <input type="checkbox"/> 本人以外が申し出る場合は，本人との関係や本人が申し出ることができない理由がわかる資料※6 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に記載してください。)	
	<input type="checkbox"/> 閲覧等を求める理由がわかる資料※7 <input type="checkbox"/> 訴状や民事保全の申立書の写し <input type="checkbox"/> その他 (具体的に記載してください。)	

※1 同種余罪の被害者とは，閲覧等を求める事件と同じ被告人等による同種の犯罪行為の被害者をいいます。

※2 申出人が自ら書面を作ることができず，検察官又は検察事務官が代書したときは，余白にその旨記載すること。

※3 申出人が法人の場合には，代表者等が署名押印し，商業登記簿謄本を提出してください。

※4 損害賠償請求権行使のために必要かどうか及び審理の状況その他の事情を考慮して相当な範囲が許可されません。

※5，※6 必ず提出してください。

※7 資料がある場合には提出してください。